

### (3) 補償額等の加算措置の内容

特殊公務災害補償及び国際緊急援助活動特例災害の補償は、補償額に係る特別措置ですので、該当するかどうかの認定は補償の支給の決定を行う段階で行われますが、特殊公務災害補償又は国際緊急援助活動特例災害と認定されればそれぞれの補償の額に、次の表の加算率を乗じて得た額が加算されます。

また、補償と併せて支給される傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金の額についても、加算後の補償の額を基礎として算定されます。

| 特殊公務災害が適用される補償 |               | 区 分          | 加 算 率  |
|----------------|---------------|--------------|--------|
| 傷 病 補 償 年 金    | 132 ページ       | 第 1 級        | 40/100 |
|                |               | 第 2 級        | 45/100 |
|                |               | 第 3 級        | 50/100 |
| 障 害 補 償        | 障 害 補 償 年 金   | 第 1 級        | 40/100 |
|                |               | 第 2 級        | 45/100 |
|                |               | 第 3 級～第 7 級  | 50/100 |
|                | 障 害 補 償 一 時 金 | 第 8 級～第 14 級 | 50/100 |
| 遺族補償年金・遺族補償一時金 |               | 163・170 ページ  | 50/100 |

### (4) 請求手続

- 補償の請求時に請求することとされています。ただし、傷病補償年金については、基金が職権で決定します。
- 所定の請求書（基金支部に備え付けています。）により請求してください。
- 通常の添付資料のほか、当該災害が特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害に該当することを証明できる資料が必要です。（特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害に該当すると予想される事案については、災害発生時にその資料を収集、整理しておく必要があります。傷病補償年金についても、任命権者の意見を聞いて決定しますので同様に準備してください。）
- 所属・任命権者を経由して提出してください。

## 2 公務で外国旅行中の職務の場合の補償の特例

療養補償の範囲は通常の補償 114 ページ のほか自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事で療養上相当と認められるものが支給されます。